（様式1）

「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（案）」に対する意見の募集について

令 和 ３ 年 １ 月 ２８ 日
原 子 力 規 制 委 員 会

原子力規制委員会は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所事故に関し、現場の環境改善や廃炉作業の進捗により、原子炉建屋内部等へのアクセス性が向上し、施設の状態確認や試料の採取が可能な範囲が増えていることを踏まえ、令和元年９月に追加的な調査・分析に取り組む方針を了承しました。その後、原子力規制委員会に置いた東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会において、現地調査の結果や事故時の記録等を用いた検討を行ってきました。

当該検討会では、これまでの調査・分析に係る議論を踏まえ、令和２年１１月末までに技術的な内容の具体的検討を行った結果等を、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（案）」（以下「中間取りまとめ（案）」という。）として取りまとめました。

下記の要領にて別添の中間取りまとめ（案）について、意見を広く募集いたします。

中間取りまとめ（案）に対する意見がありましたら、下記の要領にて提出してください。

記

１．意見募集案件

意見の提出に当たっては、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームに掲載されている以下を参照してください。

・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（案）

また、意見の提出に当たっては、上記の資料のほか、以下を参照してください。

・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会［原子力規制委員会ホームページ］
URL：
https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/jiko_bunseki01/index.html

２．募集する意見の内容

上記、意見募集案件に対する意見

３．意見提出方法

意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく意見は、必ず意見の対象の該当箇所がわかるように、中間

取りまとめ（案）のページ番号を明記（例：13 ページ）して提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

(2) 郵送・FAXで意見を提出する場合
電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームに掲載されている「意見提出用紙」をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで送付してください。

意見送付の宛先

住　所：〒106－8450
東京都港区六本木1－9－9　六本木ファーストビル6階
原子力規制庁　原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
事故分析班　宛て
FAX：03－5114－2188

4. 意見提出上の注意

（1）提出いただく意見等については、日本語に限ります。
また、個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。

（2）いただいた意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表させていただきます。（意見自体は原則として全て公表しますので、意見中には、氏名、住所、電話番号等の個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。）
なお、いただいた意見に個々に回答はいたしかねますので、ご了承願います。

（3）氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の問い合わせをさせていただくため、記入いただくものです。記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
なお、いただいた意見が下記に該当する場合は、意見の一部を伏せること、又は意見として取り扱わないことがあります。
・意見が、対象となる中間取りまとめ（案）と無関係な場合
・意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合

・入力された情報が虚偽であると判明した場合

（4）意見提出期限は期間内必着とします。

5. 意見提出期間

令和3年1月28日（木）から令和3年2月26日（金）まで

（問合せ先）
原子力規制庁　原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
担当：木原、大塚
電話：03－5114－2120（直通）